別紙様式第十六号の二十五第2の5を次のように改める。

5　連結株主資本等変動計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

4　その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の二十六1(2)「少額短期保険持株会社の状況について記載する場合」の表記載上の注意4並びに「企業集団の状況について記載する場合」イの表記載上の注意5及びロの表記載上の注意4中「（その」を削る。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十二号2の様式A(1)、様式B(1)及び様式C(1)の表中「未収収益　前払年金費用」を「未収収益」に改める。

別紙様式第十七号の五1(6)様式Bを次のように改める。

（様式B）

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
普通株式等 Tier１資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等 Tier１資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				